

## 新潟大学人文・法・経済学部同窓会 個人情報保護規程（原案）

平成28年4月23日

新潟大学人文・法・経済学部同窓会理事会決定

### （目的）

- 第1条 この個人情報保護規程（以下「本規程」という）は新潟大学人文・法・経済学部同窓会（以下「同窓会」という）における個人情報保護に関する基本となる事項を定め、個人の権益を保護することを目的とする。
- 2 同窓会は個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報に関する法規制等を遵守し、取得した個人情報の適正な利用と安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

### （適用範囲）

- 第2条 本規程の対象となる個人情報は、同窓会会則に定める通常会員及び準会員（以下、「会員」という）に関する情報とする。
- 2 本規程は同窓会の本部および個人データを共同利用する各支部に適用する。また、今後新たに同窓会の下部組織としての支部が創設され、当該支部と個人データを共同利用する場合には、当該支部にも本規程を適用することとする。

### （利用目的）

- 第3条 個人情報の利用は、同窓会会則に定める目的に沿った事業の業務範囲内とし、以下の項目とする。あらかじめ本人の同意を得ずに、この利用目的を超えて個人情報の利用をしてはならない。
- （1）同窓会が主催する行事及び同窓会が新潟大学、新潟大学全学同窓会又はその他の団体と共催する行事の案内
  - （2）会員名簿の管理
  - （3）同窓会の会報等の刊行物の発送
  - （4）会費の徴収に係る事務
  - （5）会員に対するアンケート調査の実施
  - （6）会員への就職支援
  - （7）同窓会、新潟大学、新潟大学人文・法・経済学部、新潟大学全学同窓会の周年記念事業などの寄付金募集の案内等
  - （8）その他同窓会会則第2条に定める目的の達成に係る事業
- 2 第三者である新潟大学及び新潟大学全学同窓会に個人情報を提供することがある。

(個人情報保護の体制及び権限と責務)

第4条 同窓会においては、個人情報保護活動を実施するために、以下の体制のもとにその権限と責務を定める。

(1) 個人情報保護統括責任者

同窓会が個人情報に関する法及びそれに関連する法令及び本規程の趣旨にのっとり、個人情報の適正な利用と安全管理のために必要な施策を策定し、及び実施するとともに、個人情報保護の管理に関する総括責任を負う。

(2) 個人情報保護管理者

同窓会本部及び各支部に個人情報保護管理者を置き、以下についての責務を有する。

- (a) 本規程に従って個人データを取り扱うことを確実にするための全般的な運用管理
- (b) それぞれの個人情報保護管理者が所属する部署が権限を有する保有個人データの維持管理
- (c) 同窓会の本部と各支部間で共同利用する個人データの取扱い管理
- (d) 本規程第8条に規定する保有個人データに対する会員の請求への対応
- (e) 個人データを取り扱う担当者に対する本規程内容の周知と監督
- (f) 委託先にデータを提供する場合の委託先の監督

(3) 事務局責任者

同窓会本部の事務局責任者は、個人情報保護に関する会員に対する窓口で、会員本人からの苦情や問い合わせ、及び第8条に規定する各種の要求の受付と回答を行う。受け付けた案件は、その案件の内容に従って、適切な担当者に案件内容を通知し、要求内容の検討と対応を要請する。

(4) 個人情報保護委員会

同窓会本部に個人情報保護の推進を組織的に継続的に取り組むための意思決定機関として個人情報保護委員会を置き、下記責務を負う。

- (a) 個人情報保護方針および個人情報保護規程の審議
- (b) 個人情報保護体制の定期的レビュー
- (c) 問題の是正、予防措置の方針の決定と実施のレビュー

(個人情報の取得)

第5条 同窓会は個人情報を適法かつ公正な手段によって、主に以下の方法で取得し、取得に際しては利用目的を通知又は公表する。

- (1) 同窓会への入会時に本人から取得
- (2) 本人からの書面または口頭による取得
- (3) 本人からの同窓会の事務局宛のメールや同窓会のウェブサイトの入力画面での

打ち込みによる取得

- (4) 本人以外の第三者からの提供により間接的に取得。なおこの場合には、提供元が適正に取得したものであることを確認する。

(個人データの提供の制限)

第6条 同窓会の本部と支部間で個人データを共同して利用するために、以下の条件により相互の個人データを提供する。

- (1) 共同利用する個人データの項目は、氏名、卒業年、学部、学科、ゼミ、自宅住所、自宅電話番号、携帯電話番号、電子メールアドレス、勤務先名、勤務先住所とする。
  - (2) 共同利用者の範囲は、同窓会本部と同窓会のウェブサイト上の「支部一覧（設立予定を含む）」に記載された支部とする。
  - (3) 共同利用する利用目的は本規程第3条「利用目的」に記載された目的の範囲内とする。
  - (4) 同窓会本部の個人情報保護管理者は、共同利用する個人データの管理に責任を持つ。ただし、各支部が独自に取得した保有個人データは、該当支部の個人情報保護管理者が責任を持つ。
- 2 個人データをあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、法令に従う場合、及び提供先が新潟大学及び新潟大学全学同窓会である場合は、この限りではなく、新潟大学及び新潟大学全学同窓会に対しては、以下の条件により提供を行うものとする。
- (1) 提供する個人データの範囲は、氏名、卒業年、学部、学科、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先名、勤務先住所とする。
  - (2) 提供の方法は、同窓会の個人情報データベースから抽出した個人データを印刷したものとする。
  - (3) 会員本人が提供を望まない場合は、会員本人は本規程第9条に規定する受付窓口を通して当該保有個人データの提供の停止を請求することができる。
- 3 本規定規程第3条（利用目的）の達成に必要な範囲内において、刊行物等の発送やデータの入力等の業務を委託する場合、委託先に個人データを渡すことができる。

(個人データの管理)

第7条 同窓会が取り扱う個人データを適切に管理するため、同窓会は下記の措置を講じる。

- (1) 同窓会が取り扱うすべての「個人データ」の種類・保管部署等を記載した個人情報管理台帳を作成し、これにより管理すべき個人データを特定すると共に、個人データの取扱い状況を記録する。
- (2) 個人データを正確かつ最新の状態に保ち、不正なアクセスや、漏洩、改ざん、破壊および紛失などの無いように、適切な措置を講じる。
- (3) 個人データの外部への持出し、送信等による漏えいはしない。
- (4) 保有する必要のなくなった個人データは速やかに廃棄し、又は消去し、個人情報の漏えいのリスクを軽減する。
- (5) 個人データを共同利用する同窓会の本部と支部間においては、当規程に従った適切な個人データの取扱いを確実にするため、相互に適切な監督を行う。
- (6) 同窓会の個人データの管理を適切なものとするため、個人情報を取り扱う担当者に対して適切な監督を行う。
- (7) 同窓会の業務と合わせて個人データの取り扱いを外部委託する場合は、業務目的の達成に必要な範囲内において個人データを提供することとし、委託する個人データの安全管理を図るため委託契約(覚書を含む。)を締結し、委託先に対して適切な監督を行う。

(保有個人データの開示、訂正等、利用停止、第三者への提供の停止等)

第8条 同窓会の保有個人データに関しては、会員本人が自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止又は消去、第三者への提供の停止(以後、「開示等」という。)に関する権利を有していることを確認し、会員本人からの下記の請求に応じる。

(開示)

- (1) 当該本人を識別する保有個人データについて、開示を請求することができる。

(訂正等)

- (2) 当該本人を識別する保有個人データの内容が事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除(以後、「訂正等」という)を請求することができる。

(利用停止)

- (3) 当該本人を識別する保有個人データが規則に違反して取り扱われているという理由、又は規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を請求することができる。

(第三者への提供の停止)

- (4) 当該本人を識別する保有個人データが規則に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求する

ことができる。

(請求に関する調査)

- 2 会員本人から開示等の請求があったときは、同窓会本部事務局責任者は速やかに当該個人データに関して保有個人データの権限を有する個人情報保護管理者に伝え、個人情報保護管理者は遅滞なくその請求に関する必要な調査を行う。

(対応措置)

- 3 本人からの開示等の請求に関する調査の結果に基づき、下記の対応を行う。
  - (1) 開示請求に対しては、開示請求者が本人であることを確認した場合には、本人に対して遅滞なく当該保有個人データを開示する。開示方法は原則として書面の交付で行うこととするが、開示請求者の同意があればその他の方法を選択することもできる。
  - (2) 訂正等、削除、利用停止、第三者への提供の停止の請求に対しては、請求に正当な理由が認められる場合には、遅滞なく当該保有個人データに対する適切な措置を取り、その措置の内容を本人に通知しなければならない。なお、本人が請求する理由の指摘が正しくないという理由で、請求された措置の全部又は一部をとらない場合、又は請求とは異なる処置をとる場合には、本人にその理由を通知するよう努めなければならない。

(開示等、苦情及び相談の受付窓口)

第9条 個人情報の取扱いに関する会員の権利行使を適切かつ迅速に処理するため、開示等の請求や苦情及び相談を受け付ける。これらの請求の受付窓口と申請方法は個人情報保護統括責任者が別途定め、同窓会のウェブサイトに掲載する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会で審議し、常任理事会、理事会、総会での承認を経て決定することとする。

附則 平成29年1月1日施行